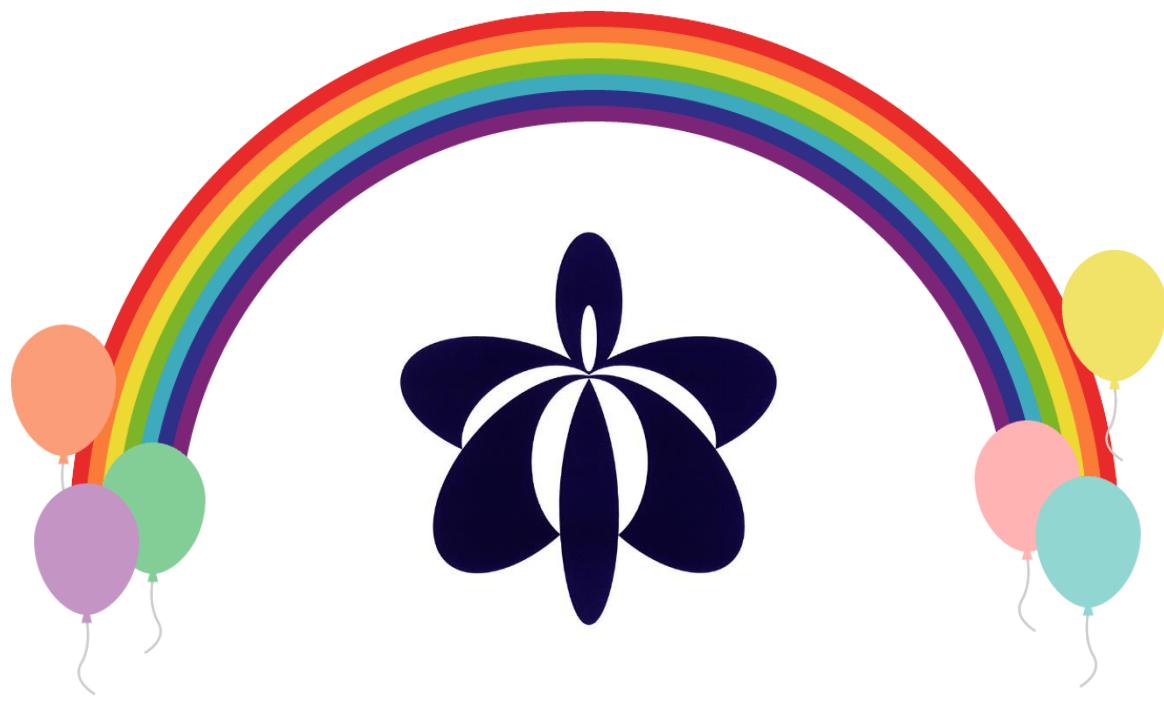


第4次由利本荘市男女共同参画計画

～ひとと人と響きあうまちづくりをめざして～



策定 令和3年3月

改訂 令和6年3月

秋田県由利本荘市

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の基本的な考え方 | 3 |
| (1) 基本理念 | 3 |
| (2) 基本目標 | 4 |
| (3) 計画の位置づけ | 4 |
| (4) 計画の期間 | 5 |
| (5) 計画の体系 | 5 |
| 第2章 計画の施策と取組 | 7 |
| 基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会に対する意識づくり | 8 |
| 重点目標（1）共生社会を目指す社会的意識の醸成 | 9 |
| 重点目標（2）互いに他を思いやり尊重し合う心を育む学校教育の推進 | 11 |
| 重点目標（3）人権に対する意識の醸成と暴力の根絶 | 13 |
| 指標・目標 | 15 |
| 基本目標Ⅱ 男女共同参画による活力にあふれたまちづくり | 16 |
| 重点目標（1）政策・方針決定の場への共同参画の推進 | 16 |
| 重点目標（2）地域活動への共同参画の推進 | 18 |
| 重点目標（3）国際社会への理解と交流・協力 | 19 |
| 指標・目標 | 19 |
| 基本目標Ⅲ 家庭・職場での男女共同参画に向けた環境づくり | 20 |
| 重点目標（1）就業における共生社会の実現 | 22 |
| 重点目標（2）女性の就業等の支援促進 | 23 |
| 重点目標（3）多様な生き方を選択できる環境整備 | 24 |
| 重点目標（4）家族での育児・介護を支える体制の整備 | 26 |
| 指標・目標 | 29 |
| 基本目標Ⅳ 生涯にわたる健康と安心を支える社会づくり | 30 |
| 重点目標（1）生涯にわたる市民の心と身体の健康増進 | 31 |
| 重点目標（2）誰もが安心して暮らせる環境の整備 | 34 |
| 重点目標（3）男女共同参画の視点に立った防災対策 | 36 |
| 指標・目標 | 38 |
| 第3章 計画の推進体制 | 39 |
| 【参考資料】 | |
| 由利本荘市男女共同参画推進条例 | 42 |
| 由利本荘市男女共同参画都市宣言 | 45 |
| 男女共同参画社会基本法 | 46 |
| 秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニ一条例） | 51 |
| 男女共同参画のあゆみ | 56 |

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、経済の低迷と閉塞感の高まり、グローバル化と国際的な人の移動の増加など、私たちを取り巻く社会環境は、急速に変化しています。それに伴い、一人ひとりの価値観やライフスタイルも多様化しています。LGBTQ¹、SOGI²といった言葉や、マタハラ³、パワハラ⁴などのセクハラ以外のハラスメント、ダイバーシティ⁵などの言葉も社会に広く浸透し、生き方の多様性への対応が求められています。すべての人が豊かにいきいきと暮らしていくことのできる社会をつくるためには、性別はもとより、国籍や年齢、職業、働き方、価値観などに関わりなく、家庭・職場・地域といったあらゆる場でお互いを尊重し、手を取り合いながら、喜びや責任をともに分かち合っていく必要があります。

国では、1999年(平成11年)6月に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけました。この20年間で法整備も進められ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法、平成12年施行)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法、平成13年施行)」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法、平成28年施行)」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年施行)」といった法律の制定、改正が行われてきました。2020年(令和2年)12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の形成を推進しています。

その一方、国際社会において、日本は男女共同参画の分野では他の先進国に大きく遅れをとっているのが現状です。2019年(令和元年)12月に世界経済フォーラムが公表した「Global Gender Gap Report 2020」の中で、経済、政治、教育、健康の4つの分野における男女格差を測る「ジェンダー⁶・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)」が発表され、日本の総合スコ

¹ レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別に違和感がある人）、クィア／クエッシュニング（風変わりな・奇妙といった意味の言葉をポジティブに自称／セクシュアリティを保留にしている人）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

² Sexual Orientation（性的指向：どの性別に恋愛感情などを感じるか、感じないか）と Gender Identity（性自認：自分の性別をどう感じるのか）の頭文字をとった言葉で、性的少数者に限定されない。

³ マタニティハラスメント。労働者の妊娠、出産、育児休業取得などに際して、職場で嫌がらせや不利益な扱いを行うこと。

⁴ パワーハラスメント。職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

⁵ 「多様性」という意味の英単語（diversity）。組織マネジメントや人事の分野では、国籍、性別、年齢などにこだわらず様々な人材を登用し、多様な働き方を受容していこうという考え方のこと。

⁶ 生物学的な性別（sex）に対し、社会的・文化的につくられる性別（gender）であり、性別に関する

アは0.652、国別順位では153か国中121位と過去最低となり、G7の中で最下位、中国、韓国をも下回る結果となりました。

国際規範や基準においては、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の17の目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

5 ジェンダー平等を実現しよう



秋田県では、平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例(愛称:あきたハーモニ一条例)」を施行したほか、2021年(令和3年)3月には「第5次秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的・計画的な推進を図っています。

本市においては、2009年(平成21年)に「男女共同参画都市」を宣言するとともに、あわせて「男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の形成に向けて取組を推進しています。

そしてこのたび、上記のような国内外の状況を踏まえながら、市民の誰もが生きがいをもって暮らせる住みよい活力あるまちを創造するため、ここに「第4次由利本荘市男女共同参画計画」を策定しました。

従来の計画を継承しつつ、新たな視点を盛り込みながら引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組んで参ります。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

次のような、すべての人が対等な立場で築き上げるバランスのとれた真に豊かな社会の実現を目指します。

- すべての人が一人の人間として等しく尊重され、あらゆる分野に対等な立場で参画できる社会
- 社会参画意欲にあふれるすべての人が、自らの選択によって充実した生きができる社会
- すべての人が支え合い、自由に意見を言い合い、喜びと責任を分かち合える社会

※本計画中で用いる「男女」の記載は、性的マイノリティ⁷を含むものであり、表記上の2つの性に限定するものではありません。

社会的規範と性差を指している。

⁷ 同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害や性別違和を含む）などの総称として使用される。

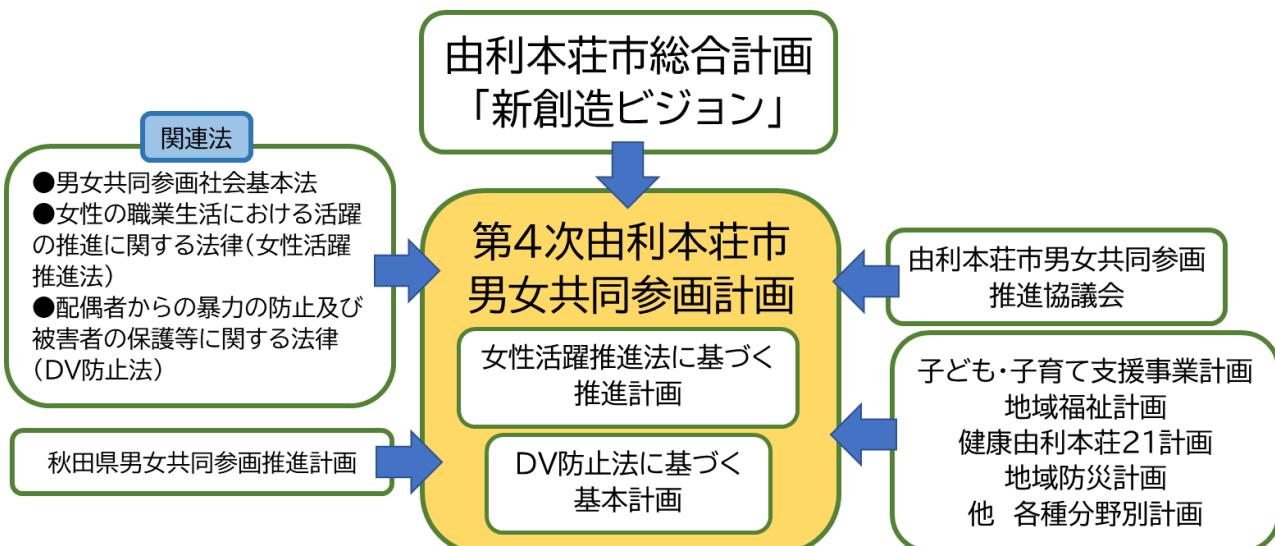
(2) 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指して次の4つを基本目標とします。

- I 人権の尊重と共生社会に対する意識づくり
- II 男女共同参画による活力にあふれたまちづくり
- III 家庭・職場での男女共同参画に向けた環境づくり
- IV 生涯にわたる健康と安心を支える社会づくり

(3) 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- 市政運営の方向性を示す、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン後期計画(令和2年3月策定)」を上位計画とする分野別計画として位置づけます。
- 「第3次由利本荘市男女共同参画計画(平成28年度～令和2年度)」を継承し、市のその他分野別計画との整合を図り策定したものです。
- 計画の基本目標Ⅲの重点目標(1)(2)は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当するものです。
- 計画の基本目標Ⅰの重点目標(3)の基本施策②は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当するものです。



(4)計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

※社会情勢の変化や計画の進捗状況などに対応するため、随時見直しを行います。

(5)計画の体系

| 基本目標 | 重点目標 | 基本施策 |
|-----------------------------|----------------------------------|---|
| I 人権の尊重と共生社会に対する意識づくり | (1) 共生社会を目指す社会的意識の醸成 | ①社会的、文化的につくられた性差にもとづく制度・慣行の見直し ②男女共同参画に関する意義・意識の啓発 ③男女共同参画推進のための意見交換と学習機会の提供 ④市職員の意識づくりの推進 |
| | (2) 互いに他を思いやり尊重し合う心を育む学校教育の推進 | ①家庭や地域の人々と一緒にした学校教育の推進 ②互いの個性を尊重し合い、相互理解が深まる心の教育の推進 |
| | (3) 人権に対する意識の醸成と暴力の根絶 | ①メディアにおける人権の尊重 ②あらゆる暴力を根絶するための環境整備 ③市民の不安・悩みを解消する相談体制の充実 |
| II 男女共同参画による活力にあふれたまちづくり | (1) 政策・方針決定の場への共同参画の促進 | ①各種審議会・委員会・モニターへの男女同数の参画推進 ②市役所における女性職員の職域拡大及び管理職への登用 |
| | (2) 地域活動への共同参画の促進 | ①誰もが社会的、文化的利益を均等に享受できる環境の整備 ②地域の男女共同参画推進活動の促進 |
| | (3) 国際社会への理解と交流・協力 | ①異文化交流の推進 ②市内在住外国人との共生 |

| 基本目標 | 重点目標 | 基本施策 |
|---------------------------------------|---------------------------|--|
| III 家庭・職場での男女共同参画に向けた環境づくり | (1) 就業における共生社会の実現 | ①多様な働き方が選択できる差別の無い労働環境づくり ②あらゆるハラスメントの防止促進 |
| | (2) 女性の就業等の支援促進 | ①女性の職業能力開発の支援 ②女性の就業条件の整備 |
| | (3) 多様な生き方を選択できる環境整備 | ①家庭生活における社会教育の充実 ②家庭における固定化された役割分担意識の解消 |
| | (4) 家族で育児・介護ができる体制の整備 | ①子育てに関する支援体制の充実 ②子育てに関する情報ネットワークの充実 ③ワーク・ライフ・バランスの実現 ④介護を支援する制度の充実 ⑤介護負担軽減のための支援の充実 |
| IV 生涯にわたる健康と安心を支える社会づくり | (1) 生涯にわたる市民の心と身体の健康増進 | ①母子保健に関する知識の普及とサービスの充実 ②リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の啓発 ③生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進 ④生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援 |
| | (2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備 | ①高齢者に対する福祉の充実 ②障がい者の社会参加の促進と自立支援 ③ひとり親家庭への各種相談・生活支援 ④困難を抱える子どもや若者の育成支援 |
| | (3) 男女共同参画の視点に立った防災対策 | ①災害への備え ②災害発生時の対応 ③復旧・復興 |

第2章

計画の施策と取組

基本目標Ⅰ

人権の尊重と共生社会に対する意識づくり

誰もが、性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、すべての市民の願いです。

しかしながら、長い間に作り上げられてきた社会制度や慣習により、「男は外に出て仕事、女は家庭を守るもの」といった、性別によって役割を固定的に考える意識・慣習が根強く残っています。こうした固定的な役割分担の意識を解消し、すべての人が互いに手を取り合い、自らの考えで生き方を選択できる社会を実現するためには、共生社会についての意識づくりが最も大切です。

また、幼児期からの、他人を思いやり尊重し合う心を育む教育や学習が重要であり、子どもの成長に応じてその機会が提供されることが必要であることから、学校教育現場における人間形成に資する取組にも力を入れていく必要があります。

さらに、DV(ドメスティック・バイオレンス)⁸や性暴力、児童、障がい者、高齢者への虐待などの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、根絶すべき問題です。DVや児童虐待などは、人の目に付かない家庭内で行われることが多く、被害が潜在化する傾向にあります。そのため、周囲の人による関係機関への連絡や、被害者自身が相談しやすい窓口の周知、及び被害の未然防止に向けた啓発を推進していくことが重要です。また、暴力の被害者には心身共にケアが必要であり、それぞれのケースに応じた専門機関との連携、サービスや制度の紹介、相談員による相談など、寄り添った支援体制の確立も重要です。

重点目標

- (1) 共生社会を目指す社会的意識の醸成
- (2) 互いに他を思いやり尊重し合う心を育む学校教育の推進
- (3) 人権に対する意識の醸成と暴力の根絶

⁸ 一般的には夫(妻)、パートナーからの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力（例：妻の存在を理由なく無視する）や経済的暴力（例：生活費を渡さない）なども含む。すべてのDVは犯罪であり、DV防止法(正称、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)が2001年に公布された。

●施策と取組

重点目標(1) 共生社会を目指す社会的意識の醸成

男女共同参画社会を形成するには、男女共同参画に関する認識を深め、性別によらない視点から家庭・地域における様々な慣行等を見直すことが求められています。そのため、広報等を活用し啓発するとともに、人権を尊重し共生社会を推進する学習機会を提供します。

基本施策① 社会的、文化的につくられた性差にもとづく制度・慣行の見直し

- 市の制度や慣行に、性別による不合理な偏りがないよう配慮していきます。
- 男女共同参画に関する事業について、事業実績の把握に努めます。
- 多様な性的指向⁹や性自認¹⁰に対する偏見や差別の解消に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・市の制度や慣行における、性別による不合理な偏りに対する配慮を促し、偏りが確認された場合は状況調査を実施します。 | 総合政策課 |
| ・多様な性的指向や性自認に配慮した制度の実施のため、先進事例などの情報収集に努めます。 | 総合政策課 |

⁹ 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。

¹⁰ 自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。多くの人は、出生時に決定された性別に違和感を持たずに生活しているが、戸籍に登録された性別が違うと感じていたり、男女のどちらの性別にも当てはまらないと感じている人もいることが知られるようになった。出生時に決定された性別に違和感がある場合、戸籍の性別の訂正や変更、ホルモン療法や身体の手術を通じて違和感のない性別への移行を望むこともある。

基本施策② 男女共同参画に関する意義・意識の啓発

- 各種パンフレットやインターネット、市の広報等を活用した情報の提供と啓発を促進します。
- 情報の収集や提供により、男女共同参画社会の知識の普及・理解の促進に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・市のウェブサイトに男女共同参画計画の内容を公表し、取組状況の周知に努めます。 | 総合政策課 |
| ・各種パンフレットやウェブサイト、市広報等を活用した情報提供と啓発促進に努めます。 | 総合政策課 |
| ・街頭キャンペーン等の啓発イベントを実施します。 | 総合政策課 |

基本施策③ 男女共同参画推進のための意見交換と学習機会の提供

- 男女共同参画推進のための意見交換会の開催に努めます。
- 市民がともに尊重し合える社会形成のため、学習機会の提供に努めます。
- 男女共同参画推進に関する制度の周知と活用を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・意見交換の場として、男女共同参画推進協議会、男女共同参画ネットワーク会議を開催します。 | 総合政策課 |
| ・啓発、学習の場として男女共同参画市民講座を開催します。 | 総合政策課 |
| ・男女共同参画推進活動室の整備と利用促進を図ります。 | 総合政策課 |

基本施策④ 市職員の意識づくりの推進

- 男女共同参画推進に対する意識の向上を図るため、職員研修を行います。

| 取組の内容 | 担当課 |
|-------------------------------|-----|
| ・専門的研修、民間企業や団体への派遣研修の充実を図ります。 | 総務課 |

重点目標(2) 互いに他を思いやり尊重し合う心を育む学校教育の推進

互いの個性を尊重し、理解し合う人間形成には教育が重要な役割を担っています。性別にとらわれず一人ひとりが人権を尊重し、相互理解が深まるよう、コミュニティ・スクール¹¹を一層推進し、家庭・地域・学校における教育・学習の充実を図ります。

基本施策① 家庭や地域の人々と一緒にした学校教育の推進

- 地域や学校の特色を生かした体験的な活動を積極的に取り入れるとともに、家庭・地域との連携により、児童生徒の自発的なボランティア活動の推進に努めます。
- 男女共同参画についての意識を見直し、適切な指導が図られるよう研修の充実に努めます。
- 学校教育の中で、ボランティア活動や障がい者・高齢者等との交流、さらには勤労体験活動等を推進し、児童生徒が体験的に人権尊重の意義を学ぶことができるよう努めます。
- 職業体験などを通じて、職業に対しての正しい理解と知識を深められるよう、キャリア教育¹²の一層の推進を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・学校評議会、学校運営協議会委員、「子ども110番の家」等との連携強化を図ります。 | 学校教育課 |
| ・長期休業などを活用したボランティア活動事業を実施します。 | 学校教育課 |
| ・地域や学校の特色を生かした体験学習や交流学習を推進します。 | 学校教育課 |
| ・地域人材を活用した進路指導講演会等により、キャリア教育の推進に努めます。 | 学校教育課 |

¹¹ 学校・保護者・地域の人々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。学校運営協議会制度とも。本市では2015年度（平成27年度）から全ての小・中学校で取り組んでいる。

¹² 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

基本施策② 互いの個性を尊重し合い、相互理解が深まる心の教育の推進

- 人間的な触れ合いを深める体験的な活動を重視し、互いの個性を尊重するとともに相互理解が深まるよう努めます。
- 教師と児童生徒、児童生徒相互の触れ合いの機会を重視し、信頼関係に満ちた好ましい人間関係の構築に努めます。
- スマートフォン、SNS¹³の急速な普及に対応するため、情報モラルやメディアリテラシー¹⁴に関する指導を一層強化します。
- 家庭科や道徳、総合的な学習の時間等を中心に、体験的な学習を通して家事や育児、介護等を学習するとともに、学校教育の全体を通して人権尊重や共生社会について理解を深めていきます。
- 性別にとらわれず、一人ひとりの違いや個性を大事にした教育を進め、人間の尊厳を守り、すべての生命を尊重する子どもの育成に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・市教職員研修会において、市の教育方針の説明・周知を図ります。 | 学校教育課 |
| ・諸研修や学校訪問の場での指導を徹底します。 | 学校教育課 |
| ・PC、スマートフォン等を用いた、SNS等によるコミュニケーションにおけるマナーや危険性、メディアリテラシーについての指導を実施します。 | 学校教育課 |
| ・男女混合名簿の導入、標準制服の選択肢拡大など、教育現場における多様な性的指向や性自認に対して配慮します。 | 学校教育課 |

¹³ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人ととのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットサービスのこと。有名なものにFacebook、LINE、X(旧Twitter)、Instagramなどがある。

¹⁴ メディアを、真偽を見極め取捨選択しながら主体的に読み解く能力。メディアにアクセスし、活用する能力。

重点目標(3) 人権に対する意識の醸成と暴力の根絶

基本的人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための根底となる考え方であり、この視点に立った情報の提供に努めます。また、暴力については、関係機関との連携を図りながら、暴力の発生を未然に防ぐとともにその根絶に向け、環境の整備と相談・支援体制の充実を図ります。

基本施策① メディアにおける人権の尊重

- 男女共同参画の視点に立った表現を用いるように努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・誰にでも親しまれる広報紙を目指し、男女共同参画の視点に立った表現を用いて紙面を作成します。 | 広報広聴課 |
| ・刊行物等の作成において、男女共同参画の視点に立った表現を使用するよう努めます。 | 全ての課 |

基本施策② あらゆる暴力を根絶するための環境整備

- 広報・啓発により暴力の発生を未然に防止するよう努めるとともに、関係機関との連携による対応の仕組みを検討します。
- DV防止法、売春防止法、児童福祉法など関係法令の厳正な運用を図り、相談窓口の充実及び被害者支援の取組を行います。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|---------------------------|
| ・相談内容に応じ、専門機関へのつなぎを行うほか、必要に応じて連携しながら対応します。 | 市民課 |
| ・要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待やDV等の問題について関係機関と連携を図りながら対応します。 | こども未来課 |
| ・男女共同参画推進活動室において、関係機関の機関誌やパンフレットなど、広報・啓発媒体の充実を図ります。 | 総合政策課 |
| ・街頭キャンペーンなど、DV防止に向けた広報・啓発活動を推進します。 | こども未来課 |
| ・デートDV ¹⁵ 、JKビジネス ¹⁶ 、セクシュアル・コンセント ¹⁷ 等に係る若年層に向けた啓発を推進します。 | 健康づくり課 こども未来課 学校教育課 |
| ・DV被害者の安全確保、心のケア、ケースに応じた制度や専門機関の紹介など、関係各課が連携し、寄り添った支援を行います。 | 健康づくり課 こども未来課 |

¹⁵ 同棲していない交際相手からの身体的・精神的・経済的暴力。特に若年層でのデートDVは学校でのいじめにつながるなど予防啓発が必要である。

¹⁶ 女子高生（JK）による密着なサービスを売りにした商売のこと。いわゆる「JKリフレ」や「JKお散歩」などと呼ばれるサービスが含まれ、その実態は性産業に近く、性犯罪などの危険性が指摘されている。

¹⁷ 性的同意。性的行為を行う前に、両者が確認する同意のこと。性的行為は必ずお互いの意思を尊重し、同意した上でなければならず、それがない場合は強姦や性的暴行、セクハラと見なされる。

基本施策③ 市民の不安・悩みを解消する相談体制の充実

- 相談窓口を開設し、市民の不安・悩みの解消に努め、内容によっては関係機関との連携を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|---------------------------|
| ・相談内容に応じ、専門機関へのつなぎを行うほか、必要に応じて連携しながら対応します。 | 市民課 |
| ・プライバシーに配慮した相談室（個室）を確保するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。 | 健康づくり課 こども未来課 福祉支援課 |
| ・担当保健師による継続的な関わりを実施し、相談者が安心できる支援を図ります。 | 健康づくり課 |
| ・家庭相談員等による相談対応を実施し、ケースに応じて児童相談所や女性相談所等の専門機関と適切な連携を図ります。 | こども未来課 |
| ・多様な性的指向及び性自認に対する相談にも対応します。 | 健康づくり課 |
| ・総合相談窓口の設置により、重層的な問題に対する相談支援を実施します。 | 福祉支援課 |

●指標・目標

| 指標 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|---------------------|-------------|-------------|
| ・啓発イベントの満足度 | — | 100% |
| ・男女共同参画推進活動室の年間利用者数 | 48人 | 450人 |
| ・こども110番の家指定数 | 824戸 | 650戸 |
| ・教職員研修の年間実施回数 | 3回 | 3回 |
| ・男女混合名簿の導入校割合 | 54% | 100% |
| ・地域体験学習や交流学習の実施校割合 | 100% | 100% |
| ・情報モラル教育の実施校割合 | 100% | 100% |

基本目標Ⅱ

男女共同参画による活力にあふれたまちづくり

市民がいきいきと個性を發揮し、自分らしく生きていく社会を実現するためには、地域社会において、誰もが意見を述べ合い、喜びも責任も分かち合えるまちづくりが必要です。

近年、女性の政策・方針決定過程への参画は進みつつあるものの、依然としてジェンダー格差が存在することから、今後は行政、民間を問わず、その格差解消に努めるとともに、これまで意見が届きにくかったLGBTQなど性的マイノリティの視点にも配慮し、これらの人々の意見も取り入れながら、多様な視点による企画立案、運営を進めていく必要があります。

さらに、国外友好都市等との交流活動や市内に居住する外国人との交流によって、異文化理解を促進するとともに、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生の視点に立った環境の整備を図っていくことも重要な課題です。

重点目標

- (1) 政策・方針決定の場への共同参画の促進
- (2) 地域活動への共同参画の促進
- (3) 国際社会への理解と交流・協力

●施策と取組

重点目標(1) 政策・方針決定の場への共同参画の促進

多様化する市民ニーズに対応するには、性別を問わず多様な立場の人々の意見を求め、それぞれの立場の理解を深めていくことが大切です。

そのため、誰もがあらゆる場に参画できるよう、政策・方針決定の場への共同参画の拡大に努めます。また、特に女性の参画を進めるため、女性が能力に応じ各分野において活躍できるよう環境の整備を図ります。

基本施策① 各種審議会・委員会等への男女同数の参画推進

- 審議会等の女性の比率の目標を設定し、その達成に努めます。
- 委員等の公募に際し、ジェンダー割合の均衡に配慮します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・ジェンダー割合に偏りのない委員の委嘱に努め、多様な視点による意見集約を行います。 | 全ての課 |
| ・各種審議会、委員会等における女性の参画状況調査を実施し、結果を公表します。 | 総合政策課 |

基本施策② 市における女性職員の職域拡大及び管理職への登用

- 幅広い分野で活躍できる女性職員の育成を図ります。
- 組織の方針決定の場への女性職員の参画を推進します。
- 職員の採用に当たっては、性別にかかわらず、適正な能力と意欲を持った有為な人材の確保に向けた取り組みを総合的・計画的に行います。

| 取組の内容 | 担当課 |
|------------------------------------|-----|
| ・人材育成と能力開発を推進するため、各種研修機会の充実を図ります。 | 総務課 |
| ・個人の意欲や能力が十分発揮できる環境づくりを推進します。 | 総務課 |
| ・総合的な評価のもと、管理監督者への女性の積極的な登用を推進します。 | 総務課 |

重点目標(2) 地域活動への共同参画の促進

暮らしやすく活力ある地域社会の構築には、積極的な住民参加が不可欠であり、それは市民の視点・ニーズを取り入れることによってもたらされます。誰もが地域・社会活動に参画できるよう、リーダーとなる人材の育成やコミュニティ活動、ボランティア活動を支援するとともに、積極的に参画できる環境を整えます。

基本施策① 誰もが社会的、文化的利益を均等に享受できる環境の整備

- 誰もが気軽に市主催の会議や行事等に参加し、積極的に活動できる環境整備に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・市主催の会議や行事等を開催する際に、子育て世代の参加を促進するため、託児サービスの実施に努めます。 | 全ての課 |
| ・多様な立場や環境の人が参加しやすい曜日、時間帯における講座や教室等の開催に配慮します。 | 生涯学習課 |

基本施策② 地域コミュニティにおける男女共同参画推進活動の促進

- 性別による役割の見直し、意識改革等の推進により、性別にかかわらず誰もが社会参画する条件整備に努め、地域や集落運営、方針決定の場への参画を進めます。
- PTAや町内会などのコミュニティ活動に、誰もが参画するよう啓発と促進に努めます。
- ボランティア団体の育成を図る学習活動の場を提供します。
- 市内各地域において男女共同参画を推進する人材の育成を図ります。
- 男女共同参画関連の市民活動団体を支援するとともに、ネットワーク構築を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|----------|
| ・由利本荘プロモーション会議を開催し、20歳から40歳の男女が地域づくりに積極的に参画できる場を提供します。 | 地域づくり推進課 |
| ・地域づくり推進事業補助金を交付し、積極的な地域活動を実施する団体等を財政的に支援します。 | 地域づくり推進課 |
| ・年代・性別に応じた多面的な学習情報と学習機会の提供に努めます。 | 生涯学習課 |
| ・生涯学習におけるボランティア活動の育成・支援に努めます。 | 生涯学習課 |
| ・各年代層が利用しやすいよう、曜日や時間帯等に配慮し、施設利用体制の整備に努めます。 | 生涯学習課 |
| ・秋田県と連携し、あきたF・F推進員の活動の促進を図ります。 | 総合政策課 |
| ・男女共同参画ネットワーク会議を開催し、市民活動団体等との意見交換や情報交換を図り、協働体制の構築に努めます。 | 総合政策課 |

重点目標(3) 国際社会への理解と交流・協力

誰もが国際社会の一員として自覚を持ち、国際交流・協力活動に参画していくには、諸外国と積極的な交流を図りながら、外国の文化や生活習慣などを理解することが必要です。また、市内在住外国人が安心して日常生活が送れるような環境づくりを進めながら、人権・平和・環境など国際社会のさまざまな問題を学習しながら国際理解を深めていくことが必要です。

基本施策① 異文化交流の推進

- 諸外国との交流を一層推進し、関係機関と積極的な情報交換を行いながら地域レベル、市民レベルでの交流活動を支援します。
- 明日の担い手である青少年を海外に派遣し、国際的な広い視野と豊かな国際感覚を養い、地域社会の各分野で指導性を発揮できる青少年の育成を図るため、関係機関と連携して推進します。
- 市内在住の外国人への情報提供体制の充実や交流活動を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・秋田県立大学や国際教養大学との地域連携協定等を活用した各種交流活動の推進を図ります。 | 総合政策課 |
| ・国際交流関係機関からの広報媒体等の情報について、窓口配布や広報、ウェブサイト及びSNS等により周知します。 | 総合政策課 |
| ・中学生の海外友好都市等への派遣研修を実施します。 | 総合政策課 |
| ・やさしい日本語 ¹⁸ の活用などによる市内在住外国人への情報提供体制の充実を図ります。 | 総合政策課 |
| ・市内在住外国人を対象とした日本語教室を開催します。 | 生涯学習課 |

●指標・目標

| 指標 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|--------------------|-------------|-------------|
| ・審議会・委員会等における女性の割合 | 25.4% | 30% |
| ・女性職員研修参加者数 | 34人 | 50人 |
| ・市職員の女性管理職の割合 | 12.8% | 15% |
| ・あきたF・F推進員の人数 | 7人 | 10人 |

¹⁸ 簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語。

基本目標Ⅲ

家庭・職場での男女共同参画に向けた環境づくり

現代社会は、進展する高齢化とそれを支える若年労働者の減少により、女性の労働力の必要性が高まっています。また、パートタイム、派遣労働やアルバイトなど就業形態が多様化する中、多様な価値観を反映して自己実現や経済的自立を求め、多くの女性が社会や職場に進出しています。

しかし、一般的に女性は、出産によって職場を離れることや、育児期においては仕事と家事・育児を両立させる必要があることから、男性に比べるとその労働条件や待遇について制限されるなど、適正な労働条件が確保されていない現状にあります。また、制度面においても男女雇用機会均等法¹⁹や各種休業制度などが整備されてきたものの、現実の取り扱いには依然として男女格差が根強く残っています。

性別によらず個人の能力を十分に発揮するには、雇用の場においても誰もが性別にかかわらず均等な機会を享受でき、待遇を確保されるよう、労働者間に生じている格差と就業分野・形態における性別の偏りの解消を図ることが求められます。

また、自営業や農林水産業をはじめとする各業種においても、女性は重要な役割を担っていることから、その能力が十分に発揮されるよう女性の経営参画を進めていく必要があります。さらには、経済成長とともに女性の就業意識が高まる中、女性がその価値観や経験にもとづき、新しい分野へ就業するための支援を行うことも重要です。

また、ハラスメントの防止も重要な問題です。2019年（令和元年）6月5日に女性活躍推進法²⁰等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法²¹、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法²²が改正されました（2020年（令和2年）6月1日施行）。この改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、事業主が雇用管理上必要な措置

¹⁹ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称。2019年（令和元年）の改正により妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置の義務が新設された。

²⁰ 「女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律」の略称。女性の職業生活における活躍を推進し、女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的に、国、地方公共団体、事業主の義務等を定めている。

²¹ 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の略称。2019年（令和元年）の改正により「パワーハラスメント防止法」と呼ばれるようになった。

²² 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の略称。2019年（令和元年）の改正により、施行日（2021年（令和3年）1月1日）より、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになった。

を講じることが義務化され、セクハラ²³、マタハラ、SOGIハラ²⁴等に対する防止対策も強化されました。

少子高齢化の進展と共に働き世帯の増加に伴い、育児・介護に係る家庭の負担が非常に大きくなっています。しかしながら、こうした家族形態・生活形態の変化にもかかわらず、家事・育児・介護の比重は未だ女性に偏りがちな傾向にあります。これは、性別による労働条件の格差や就業分野・形態における偏りの原因のひとつとも考えられます。誰もが能力を発揮し、心豊かな家庭生活を送るためにには、性別による役割分担意識を解消するとともに、育児や介護を含む日常生活と仕事が無理なく両立できるよう、働き方改革²⁵に対応した多様な働き方が選択できる労働環境の整備や、育児・介護と就労の両立支援に係るサービスの充実など、ワーク・ライフ・バランス²⁶の実現に向けた取組が非常に重要です。

重点目標

- (1) 就業における共生社会の実現
- (2) 女性の就業等の支援促進
- (3) 多様な生き方を選択できる環境整備
- (4) 家族での育児・介護を支える体制の整備

²³ セクシュアル・ハラスメント。2014（平成27）年の男女雇用機会均等法の指針改正により、同性に対するものも含まれることが明示された。

²⁴ Sexual Orientation and Gender Identity (=SOGI（ソジ）、性的指向及び性自認）についてのハラスメント。望まない性別での生活の強要、採用拒否や解雇など不利益な取扱いをすること。本人の了承なく SOGI を第三者に暴露すること（アウティング）も含まれる。

²⁵ 一億総活躍社会実現に向けた、社会において当たり前とされてきた労働環境を大きく見直す取り組みの呼称。働き方改革関連法（「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）が2019年（平成31年）に施行され、労働時間の長時間化の是正、正規・非正規の不合理格差の解消、柔軟な働き方の実現が図られている。

²⁶ 「仕事と生活の調和」。内閣府のWebサイト「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

●施策と取組

重点目標(1) 就業における共生社会の実現

性別で差別することなく、個人の能力にもとづいた雇用・労働条件が確保されるよう、雇用の場において男女雇用機会均等法、各種休業制度などの定着に向け啓発を図ります。また、誰もが快適に就労できるよう労働関係に関する法識字²⁷能力について啓発するとともに、関係機関と連携を密にし、労働相談や職場環境づくりを促進します。

基本施策① 多様な働き方が選択できる差別のない労働環境づくり

- 多様な就業形態に対応し、性別にとらわれない職業意識の向上を図り、誰もが対等な立場で働くことができるよう、関係機関との連携を強化し、情報誌・ガイドブック・広報等で情報の提供を行うとともに、講座や学習会等への参加促進を図ります。
- 労働相談について、関係機関と連携を密にした対応に努めるとともに、就業に関する相談情報や関係法令についても市民に分かりやすく紹介します。
- 職場における制度上の性差別をなくし、働きやすい職場環境づくりを促進するため、誰もが対等な立場として認め合い、女性の就業意識の高揚を図り、能力を十分発揮できるよう事業所等に対する啓発に努めます。
- 働き方改革や、女性活躍推進法に基づき、働く女性が活躍しやすい労働環境づくりに努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・市の男性職員による育児・介護に関する休暇制度の取得促進を図ります。 | 総務課 |
| ・特定事業主行動計画 ²⁸ にもとづく取組を推進します。 | 総務課 |
| ・リモートワークや時差出勤など、「新たな日常」に対応した労働の仕組みづくりを推進します。 | 総務課 |
| ・国・県と連携しながら、企業訪問やポスター・パンフレット等によるPR活動を推進します。 | 商工振興課 |
| ・ハローワーク等と連携し、就職に関する情報を提供します。 | 商工振興課 |
| ・関係機関と連携し、労働相談に対応します。 | 商工振興課 |
| ・働き方改革や女性活躍推進に関する、法改正や厚生労働分野における情報の事業者等への提供に努めます。 | 商工振興課 |

²⁷ リーガル・リテラシー。自分にどんな権利があるか法律や制度を知り、その権利行使するためにどのように手続きすればよいか理解する能力や、知識を使いこなすことのできる能力のこと。

²⁸ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、各特定事業主（国及び地方公共団体）に策定・公表等が義務付けられた行動計画。

基本施策② あらゆるハラスメントの防止促進

- 誰もが快適に就労できる職場環境づくりを促進するため、セクシャル・ハラスメントはじめマタハラ、パワハラなどあらゆるハラスメントの防止に向けた研修や学習の機会を充実させるよう、国や県、労働関係機関と連携して啓発に努めます。
- 市役所内部において、ハラスメントについて相談しやすい職場環境づくりを推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・国や県と連携しながら、ポスター掲示やパンフレット配布などによる市民及び事業所へ向けた啓発を行います。 | 商工振興課 |
| ・市の各部署にハラスメント相談員を配置します。 | 総務課 |

重点目標(2) 女性の就業等の支援促進

女性の能力を発揮するための情報提供や起業支援などを行うとともに、多様な就業形態における条件整備を図ります。また、自営業や農林水産業をはじめとする各業種においても、重要な担い手である女性の能力が十分発揮され、経済的自立が図られるよう、経営に参画しやすい環境整備に努めます。

基本施策① 女性の職業能力開発の支援

- 就業や能力開発の情報提供に努めるとともに、ハローワークなど関係機関と連携して職業能力開発等の各種講習会等の充実を図ります。
- 女性労働者の職域の拡大や管理職への登用、また各種研修の実施による能力開発について事業主に働きかけをします。
- ハローワークとの連携により、女性の就職や、転職、再就職希望者の就職を援助するために、就職相談、求人情報の提供及び職業能力向上の支援を図るとともに、企業に対する働きかけを行います。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・国や県と連携しながら、ポスター掲示やパンフレット配布などによる市民及び事業所へ向けた啓発を行います。 | 商工振興課 |
| ・ハローワーク本荘と連携しながら、就職情報を市民へ提供します。 | 商工振興課 |
| ・由利本荘市職業訓練センターなどを活用した研修会等の機会の創出に努めます。 | 商工振興課 |

基本施策② 女性の就業条件の整備

- 女性が起業しやすい支援体制の整備に努めます。
- 各業種における経営が女性にとって魅力あるものとなるよう、適正な労働報酬の実現や経営への参画によって女性の地位向上を図ります。
- 家族経営協定²⁹の締結等を推進し、適正な労働報酬の実現や経営への参画によって農業等に従事する女性の地位向上を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|----------|
| ・商工会と連携しながら、起業を支援します。 | 商工振興課 |
| ・女性活躍推進法の改正に基づく、事業者等が行うべき取組について、情報提供に努めます。 | 商工振興課 |
| ・各種協議会への女性委員の登用促進に努めます。 | 農業振興課 |
| ・県との連携により、女性農業士の育成を図ります。 | 農業振興課 |
| ・家族経営協定の締結を促進します。 | 農業委員会事務局 |

重点目標(3) 多様な生き方を選択できる環境整備

誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる社会をつくるためには、これまでの生活様式を見直し、お互いが社会的、経済的にも自立し、尊重し合える家庭環境を整備するとともに、男性の家事・育児・介護への参画の促進を図ります。

基本施策① 家庭生活における社会教育の充実

- お互いに尊重し協力し合えるような家庭生活の推進を図るため、講座を開催します。
- 社会教育における家庭教育の学習の充実を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|-----------------------------|-------|
| ・家族や親子が参加しやすい教室・講座の開催に努めます。 | 生涯学習課 |
| ・家庭教育力向上のための講座の充実を図ります。 | 生涯学習課 |

²⁹ 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できるよう、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

基本施策② 家庭における固定化された役割分担意識の解消

- 男性が家事・育児・介護に積極的に参加できるように講座を開催します。
- 育児に関する教室の開催に際し、性別に関わらない参加の促進を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|--------|
| ・男性の、家事、育児、家庭教育への参加促進につながる生涯学習講座を開催します。 | 生涯学習課 |
| ・マタニティ教室、親子教室、育児離乳食教室などへの性別に関わらない参加の呼びかけを行います。 | 健康づくり課 |
| ・妊娠体験ジャケットの利用等により、安全な妊娠経過の学習機会を提供するとともに、父親の育児参加意識の向上を図ります。 | 健康づくり課 |

重点目標(4) 家庭での育児・介護を支える体制の整備

市民が仕事と育児・介護を両立させ、仕事と育児・介護等の両立に係る負担を緩和するための支援体制を充実させます。

基本施策① 子育てに関する支援体制の充実

- 育児支援に視点をおいた乳幼児健康診査の充実に努めます。
- 少子・核家族化が進む中、子育て支援教室等を通じ育児知識の啓発向上に努めるとともに、子育ての不安解消に専門的・具体的支援を行います。
- 育児の孤立化を防ぐため、地域との関わりや父親の参加を促進し、家族の絆の認識・啓発・強化に努めます。
- 子育て相談の対応に随時取り組み、民生児童委員、保育所、認定こども園との連携により、地域と密着した子育て環境を確立するように努めます。
- 「子育て世代包括支援センター」や「こどもプラザ」の機能充実を図り、子育てに関する包括的な支援体制の強化を図ります。
- 子育てに関する経済的な支援の充実に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|---------------------------|
| ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用促進のために情報発信を強化します。 | こども未来課 |
| ・子育て世代包括支援センターの機能充実を図ります。 | 健康づくり課 |
| ・こどもプラザの機能充実とともに、利用促進を図ります。 | こども未来課 |
| ・第2子以降が出生した世帯に、一時金として子育て支援金を支給します。 | こども未来課 |
| ・保育料助成事業（第3子以降誕生による第2子以降の保育料無料化）を実施します。 | こども未来課 |
| ・保育士、臨床心理士等の協力を得ながら、乳幼児健診時に育児支援や育児相談を実施します。 | 健康づくり課 |
| ・子育てサークル等の育成、支援及び協働の推進を図ります。 | 健康づくり課 こども未来課 |
| ・学校、保育園及び認定こども園などとの連携、連絡体制の強化に努めます。 | 健康づくり課 こども未来課 学校教育課 |
| ・5歳児健康相談事業を通じた早期からの教育相談・支援体制の構築を推進します。 | 健康づくり課 |

基本施策② 子育てに関する情報ネットワークの充実

- 各種サービスや保育所等の入所に関する情報など、妊娠期から多岐にわたる子育て支援に関する情報を、子育て中の保護者が必要なときに気軽に得られる情報提供体制を整備します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|------------------|
| ・市ウェブサイト及び母子手帳機能を搭載した「子育て支援アプリふあみりあ」を活用した情報発信の充実と利用促進を図ります。 | 健康づくり課 こども未来課 |

基本施策③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

- 保育需要への適切な取り組み(入所申請者増加への対応)を推進します。
 ○保育所等への入所待機児童ゼロを維持し、子育てと仕事の両立を支援します。
 ○多様な就労形態による保育ニーズの多様化に対応するため、保育施設等における各種保育サービスの充実を図ります。
 ○保護者の就労や疾病などにより、放課後や長期休業中に適切な保護が受けられない小学校児童の、安心・安全な見守りの場としての放課後児童クラブ(学童保育)の確保に努めます。
 ○保育施設等の整備を促進します。
 ○子育ての不安を解消できるよう、保育士等の資質向上を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|--------|
| ・保育所等における、一時預かり事業、延長保育、休日保育等の各種保育事業の実施を推進します。 | こども未来課 |
| ・病後児保育事業を実施します。 | こども未来課 |
| ・放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施します。 | こども未来課 |
| ・ファミリー・サポート・センター事業の周知及び利用促進に努めます。 | こども未来課 |
| ・保育士等の資質向上のための研修の実施を推進します。 | こども未来課 |

基本施策④ 介護を支援する制度の充実

- 在宅介護に関する相談窓口は、地域包括支援センターを中心に、24時間対応の地域型在宅介護支援センターで電話・面接・訪問などの対応をします。
- 介護保険、地域支援事業などの総合的な相談や、申請手続きの助言を行います。
- 定期的な訪問や相談などを通じて、介護方法の指導や助言を行います。
- 高齢者のための福祉用具・住宅改修に関する相談・助言を行います。

| 取組の内容 | 担当課 |
|-----------------------------|------------|
| ・高齢者世帯への家庭訪問を実施します。 | 地域包括支援センター |
| ・福祉用具や住宅改修に関する相談対応を実施します。 | 長寿生きがい課 |
| ・高齢者福祉に関する情報について適切な周知を行います。 | 長寿生きがい課 |
| ・家族介護者教室を開催します。 | 地域包括支援センター |

基本施策⑤ 介護負担軽減のための支援の充実

- 家族介護支援事業を実施し、介護者の負担軽減を図ります。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|------------|
| ・在宅寝たきり高齢者等介護手当を支給します。 | 長寿生きがい課 |
| ・介護者を対象に、心身のリフレッシュや情報交換の場として家族介護者交流事業を実施します。 | 地域包括支援センター |
| ・家族介護用品を支給します。 | 長寿生きがい課 |

●指標・目標

| 指標 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| ・男性職員の育児休業取得率(市役所) | 9.7% | 50% |
| ・男性の育児休業取得率(民間) | 8.8% | 22% |
| ・家族経営協定の締結数 | 52件 | 58件 |
| ・マタニティ教室父親参加率 | 77.5% | 95% |
| ・子育て満足度 | 95% | 100% |
| ・こどもプラザ利用者数 | — | 14,500人 |
| ・子育て支援金支給件数 | 第2子 107件 第3子以降 49件 | 第2子 130件 第3子以降 80件 |
| ・乳幼児健診受診率 | 100% | 100% |
| ・5歳児健康相談参加率 | 96.6% | 100% |
| ・子育て支援アプリの アプリ登録ユーザー数 | 670人 (R6年3月末見込み) | 910人 |
| ・ファミリー・サポート・センター会員数 | 300人 | 180人 |
| ・家族介護者教室実施回数 | 27回 | 27回 |

基本目標IV

生涯にわたる健康と安心を支える社会づくり

誰もが個性・能力を十分に発揮し、社会に参画するためには、生涯にわたって心と体が健康でなければなりません。趣味や生きがいづくりといった生涯学習や、自殺対策などを含めた心の健康、スポーツ・レクリエーションの啓発・推進などによる身体の健康維持に係る取組を充実させるとともに、あらゆる機会における正しい知識の普及・啓発にも努めて参ります。特に女性は、妊娠や出産というライフステージに直面することから、健康維持・増進を図りながら安心した生活を送ることができるように支援する必要があります。

また、自立した生活を送り、ともに社会を支える一員として社会参画に取り組む上で困難を抱えやすい、ひとり親、障がい者及び高齢者、または現に困難を抱えている生活困窮者、ひきこもり、ニートといったすべての人々のニーズを施策に反映し、各種相談、経済的支援、社会参画の機会創出など、支援の充実を図り、誰ひとり取り残すことのない社会を目指します。

さらに、誰もが安心して生活を送る上で、男女平等参画の視点に立った防災対策も重要です。国では、1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災、2004年（平成16年）の新潟県中越地震の経験を踏まえ、平成17年に、防災基本計画に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、第2次男女共同参画基本計画において、新たな取組を必要とする分野の一つとして防災（災害復興を含む）を位置付けて以来、2020年（令和2年）に閣議決定された第5次計画に至るまで、重点分野の1つとして推進しています。こうした動きを踏まえ、本市としても、平常時における施策・方針決定過程における女性の参画や備蓄の推進などの災害への備えから、災害発生時の避難所運営における多様な立場の人々（子ども、若年女性、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティなど）への配慮などの対策、復旧・復興に至るまでの対策を新たに本計画に登載し、推進して参ります。

重点目標

- (1)生涯にわたる市民の心と身体の健康増進
- (2)誰もが安心して暮らせる環境の整備
- (3)男女共同参画の視点に立った防災対策

●施策と取組

重点目標(1) 生涯にわたる市民の心と身体の健康増進

男女共同参画社会を実現するためには、誰もがそれぞれの身体の特徴を理解しながら、思いやりを持って生きていくことが大切です。特に、女性は妊娠・出産のための生理的機能が備わっていることから、自らの身体について正しい情報を得て、生涯にわたり健康を享受できるよう環境の整備を図ります。

基本施策① 母子保健に関する知識の普及とサービスの充実

- 母子健康手帳の交付により、健康状態の把握と保健指導・健康相談を行いながら、妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の周知と母性保護の重要性についての知識の啓発・普及に努めます。
- 多様な性に関する正しい知識の啓発・普及に努めます。
- 健全な母体管理のために、妊婦健康診査の充実と健やかな子どもを育てるための体制づくりに努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|--------|
| ・母子健康手帳交付時に、妊婦の健康状態の把握、保健指導及び健康相談を実施します。 | 健康づくり課 |
| ・妊娠・出産・育児に関する相談支援体制の周知及び母性保護の重要性についての知識の普及・啓発を図ります。 | 健康づくり課 |
| ・多様な性に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 | 健康づくり課 |
| ・妊婦健康診査費の助成を実施します。 | 健康づくり課 |

基本施策② リプロダクティブ・ヘルス／ライツ³⁰の意識の啓発

- 幼少期から命の尊さについての教育に努めるとともに、保護者となる意識を高めるため、学校や関係機関との連携を図り、知識の普及と啓発に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|--------|
| ・こころの健康づくり教室の開催など、命の大切さや性感染症についての学習機会を提供します。 | 健康づくり課 |
| ・子宮頸がん予防ワクチン接種料を助成します。 | 健康づくり課 |

³⁰ 性と生殖に関する健康・権利。生涯を通じて女性の健康について、自己決定を保障する考え方。具体的には、「安全で満足な性生活を営めること」「いつ子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」などを指します。

基本施策③ 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進

- 健康保持増進のため、ライフスタイルに応じた健康教室や健康相談の充実に努めます。また、運動の習慣化及び高齢者の運動機能低下予防の継続的な支援により「健康寿命の延伸」を目指します。
- がん検診をはじめとした各種検診内容の充実や啓発活動に努め、検診率の向上を図ります。
- 生活習慣病を予防し、実り豊かな人生を送るために、町内・事業所・地域が一体となった健康づくりに努めます。
- 保健センター等を拠点とし、地域ごとに参加できる介護予防のための各種教室等を実施し、自立した健康的な生活を支援します。
- 薬物の乱用防止の啓発を、さらに推進します。また、学校教育においては、保健学習として薬物の危険性について学習するとともに、薬物乱用防止の意識啓発に取り組みます。
- 趣味や生きがいの啓発のため、生涯学習を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|------------|
| ・インターバル速歩 ³¹ 普及事業を実施します。 | 健康づくり課 |
| ・胃がんやその他の消化器疾患予防についての情報提供及び幅広い世代への検診に対する意識啓発を図ります。 | 健康づくり課 |
| ・「こころの相談日」を開催し、精神分野に関する相談に対応します。 | 健康づくり課 |
| ・自立した生活を支援するため、一般介護予防教室を実施します。 | 地域包括支援センター |
| ・市自殺対策計画に基づく事業を推進します。 | 健康づくり課 |
| ・高齢者のサロンや地域ミニデイサービス等で健康相談を実施します。 | 地域包括支援センター |
| ・小中学校において、薬物乱用防止に関する学習指導を推進します。 | 学校教育課 |
| ・趣味や生きがいの啓発のため、生涯学習活動団体の周知および生涯学習講座を実施します。 | 生涯学習課 |

³¹ 「速歩」と「ゆっくり歩き」を交互に繰り返すウォーキング法。信州大学の研究により、5カ月間継続することで、体力20%向上、高血圧・高血糖が20%改善、医療費の20%削減に結びつくことが実証されている。

基本施策④ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援

- 親子を対象にしたスポーツ教室の実施によって、スポーツ活動の日常化を図ります。
- 高齢者の健康増進、運動の習慣化を図るためのスポーツ教室を開催します。
- 総合型地域スポーツクラブを推進し、スポーツを通したコミュニティづくりを目指します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--------------------------------|----------|
| ・ミニチャレンジデー等で各種スポーツ教室を実施します。 | 文化・スポーツ課 |
| ・高齢者を対象とした健康スポーツ教室を実施します。 | 文化・スポーツ課 |
| ・総合型地域スポーツクラブの育成及び会員数の増加を図ります。 | 文化・スポーツ課 |

重点目標(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

長寿社会を豊かな社会としていくため、高齢者や障がい者、生活困窮者が経済的にも自立し、安心した生活を送ることができるよう、支援体制の充実と環境の整備を図ります。

また、ひとり親家庭への経済的支援や育児支援、ニートや引きこもり、不登校といった困難を抱える若者や子どもへの自立支援の充実を図り、誰ひとり取り残すことなく、安心して暮らすことのできる社会環境の整備を目指します。

基本施策① 高齢者に対する福祉の充実

- 高齢者の実態把握により、福祉の充実を図ります。
- 地域支援事業等の高齢者福祉サービス情報を提供します。
- 積極的な社会参加のための老人クラブ活動や事業に対する支援と、就業機会の提供に関する支援します。
- 栄養バランスのとれた配食サービスにより、生活支援を図ります。
- 総合相談体制を整備し、民生児童委員等地域における相談体制の充実を図ります。
- 各種高齢者団体が主催する文化活動、スポーツ大会、子どもとの世代間交流事業を支援します。
- 認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりを進めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|------------|
| ・高齢者世帯台帳を作成・管理し、実態を把握します。 | 地域包括支援センター |
| ・老人クラブ活動の支援を実施します。 | 長寿生きがい課 |
| ・高齢者の実情に合わせた配食サービスの実施に努めます。 | 地域包括支援センター |
| ・「福祉ガイド」を作成・活用し、高齢者福祉サービスに関するわかりやすい説明に努めます。 | 長寿生きがい課 |
| ・地域ケア会議を開催し、高齢者支援のためのネットワーク構築を図ります。 | 地域包括支援センター |
| ・地域ミニデイサービス事業など、地域間・世代間交流活動を推進します。 | 長寿生きがい課 |
| ・各関係機関との連携により、各種相談に対応します。 ○心配ごと相談（高齢者地域支援体制整備評価事業） ○在宅福祉相談員の戸別訪問 | 地域包括支援センター |
| ・認知症サポーターの養成をはじめとする認知症の方を支える体制づくりを推進します。 | 地域包括支援センター |

基本施策② 障がい者の社会参加の促進と自立支援

- 障がい者社会参加促進事業により、障がい者の社会参加と自立を図ります。
- 障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本としながら、障がい者の地域での自立した生活を支援していきます。
- 関係機関と連携し、生活困窮者の把握と支援に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|-------|
| ・意思疎通を図る事が困難な方との意思疎通を仲介するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 | 福祉支援課 |
| ・手話奉仕員養成事業を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・要約筆記奉仕員等養成事業を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・文字による情報入手が困難な方のために「声の広報（CD-R）」を無料配布します。 | 福祉支援課 |
| ・福祉機器リサイクル事業（特殊ベッド、車椅子の貸与）を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・市社会福祉協議会によるボランティアに関する啓蒙活動及び各ボランティア団体への人的支援を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・自動車運転免許取得費、自動車改造費助成事業を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・就労移行支援・就労継続支援事業を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・障がい者雇用サポートセンター・ハローワークと連携した就労等の相談支援事業を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・社会福祉協議会や民生委員および関係各課と連携した生活困窮者の把握と支援を実施します。 | 福祉支援課 |

基本施策③ ひとり親家庭に対する各種相談・生活支援

- 就労や育児などにおいて困難を抱えるひとり親家庭に対し、適切なサービスに関する情報提供や各種相談に対応します。
- 経済的に困難を抱えるひとり親に対して、負担を軽減できるよう支援します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|--|--------|
| ・母子・父子自立支援員を配置し、支援サービスに関する情報提供など各種の相談に対応します。 | こども未来課 |
| ・児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等による経済的支援を行います。 | こども未来課 |
| ・ハローワークとの連携、自立支援教育訓練給付金の給付等により就労を支援します。 | こども未来課 |

基本施策④ 困難を抱える子どもや若者の育成支援

- 自立した生活や社会参画において困難を抱える不登校児童、ひきこもり、ニートなどの問題に対し、相談・支援等の取組を実施します。
- 子どもの貧困対策の推進、社会的養護の普及・促進を図り、困難を抱える子どもの育成支援に努めます。
- ヤングケアラー³²の認知度向上のため、情報発信を行います。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|--------|
| ・不登校児童に対し、適応指導教室（本荘ふれあい教室）の実施などにより支援を実施します。 | 学校教育課 |
| ・ひきこもり、ニートなど困難を抱える若者に対する相談を実施します。 | 福祉支援課 |
| ・「由利本荘市子どもの生活応援計画」に基づき、子どもの貧困対策に係る事業を推進します。 | こども未来課 |
| ・県やフォースタリング機関 ³³ 等と連携し、里親制度等の社会的養護に関する制度の普及・促進に努めます。 | こども未来課 |
| ・ヤングケアラー専用相談窓口、相談専用電話をこども未来課に設置します。相談があれば庁内関連部署が連携して、適切な支援に繋がるよう、市民に向けて情報発信を進めます。 | こども未来課 |

重点目標(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策

過去の東日本大震災をはじめとする大災害の発生時には、避難所における女性用品など日用必需品の不足、授乳や着替え場所の未設置、性別による固定化した役割意識による不平等などの問題が発生したことから、近年、防災対策における男女共同参画の視点の重要性が叫ばれています。性別、年齢、国籍、宗教などの違いによる多様な視点に立ったニーズの把握、リスクマネジメント、体制作りを推進し、災害時、さらには復旧・復興時を見据えた対策を推進します。

³² 法令上の定義はないが、一般に、本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある 18 歳未満の子どもとされている。

³³ 里親養育包括支援（フォースタリング）業務を実施する機関。里親のリクルート及びアセスメント、里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）などを行う。

基本施策① 災害への備え

- 災害発生に備え、平常時において男女共同参画の視点を踏まえた研修や訓練の実施を検討するとともに、多様なニーズに対応するための備蓄の推進に取り組みます。
- 地域防災計画等に女性の視点を取り入れるため、防災会議等の政策・方針決定の過程に係る女性の登用を推進します。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・男女共同参画の視点を含めた研修・訓練等の実施を検討します。 | 危機管理課 |
| ・防災会議や自主防災組織の役員について、女性の登用・参画を促進し、女性の視点に立った防災対策を推進します。 | 危機管理課 |
| ・生理用品、ミルク、おむつ等の備蓄を推進します。 | 危機管理課 |

基本施策② 災害発生時の対応

- 避難支援において、多様な立場を考慮した適切な情報提供体制について検討します。
- 避難所運営における、女性をはじめとする多様な立場の人々のニーズ把握に努め、運営に反映するとともに、相談体制の構築に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・迅速な避難支援を行うため、情報伝達手段の多様化に努めます。 | 危機管理課 |
| ・避難所等で災害対応を行う女性職員や女性消防団員を支援し、心身の健康に配慮します。 | 危機管理課 |
| ・妊産婦、若年女性、乳幼児、高齢者、外国人、障がい者、性的マイノリティ等、多様な立場の人々に配慮した避難所運営に努めます。 | 危機管理課 |
| ・女性に対する性暴力の防止や安全確保、その他ニーズへ対応するための相談体制の構築に努めます。 | 危機管理課 |

基本施策③ 復旧・復興

- 平常時から、関係各課との継続的な連携体制の構築に努めます。

| 取組の内容 | 担当課 |
|---|-------|
| ・女性の早期の生活再建や生活環境の改善を図るため、関係各課との連携に努めます。 | 危機管理課 |

●指標・目標

| 指標 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) |
|--------------------|----------------|-------------|
| 妊婦健康診査実施率 | 100% | 100% |
| 母子健康手帳交付時健康指導実施率 | 100% | 100% |
| 乳児訪問実施率 | 99.2% | 100% |
| 小中学校健康づくり教室実施率 | 79.2% | 100% |
| インターバル速歩体育館利用登録者数 | 939人 | 1,270人 |
| 胃がん検診精検受診率 | 76.7% (H30) | 100% |
| 中学生ピロリ菌抗体検査同意率 | 98.4% | 100% |
| 地域ミニデイサービス新規開設数 | 1箇所 | 15箇所 |
| 総合型地域スポーツクラブのクラブ数 | 2クラブ | 2クラブ |
| 認知症サポーター数 | 10,936人 | 16,000人 |
| 就労系福祉サービス新規利用件数 | 47件 | 55件 |
| 防災会議への女性の登用(第9号委員) | 2人 | 3人 |

第3章

計画の推進体制

計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を目指してこの計画を積極的に推進するために、庁内各部局が一体となり継続的に取り組みます。また、民間団体や市民との情報交換の場を設置するとともに、市民の理解と協力をいただき、社会情勢に対応した施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

1 推進体制の整備・充実

男女共同参画の視点に立った行政を推進するため、庁内に横断的な組織を設置し、密接なネットワークのもとに、各種施策を展開します。

2 関係機関との連携強化

国や県と連携を図り、それぞれの男女共同参画施策、事業等との協調・整合を図りながら進めます。

3 市民の意見を反映した施策の展開

広く市民の意見を聴くため、「男女共同参画推進協議会」を設置し、男女共同参画に関する企画・事業について市民の参画をいただきながら施策を展開します。

4 計画の進行管理

計画を着実に実施していくため、各施策の実施状況と課題を把握するなど、適正な進行管理に努めます。また、計画期間中であっても新たな取り組みが必要となった場合はこの計画を隨時変更し、内容を公表します。

5 企業、NPO等の市民団体との連携の確立

男女共同参画社会の実現のため、企業やNPO等の市民団体と連携を図り、自主的な活動を促進します。

6 情報の収集と提供

男女共同参画に関する情報の収集に努め、家庭・職場・地域において男女共同参画が推進されるよう、その提供に努めます。

參 考 資 料

由利本荘市男女共同参画推進条例

平成 21 年 3 月 25 日
条例第 5 号

人はすべて、性別にかかわらず個人として尊重され、一人一人が人権を尊重しあいながら、自らの意思によって個性と能力を十分に発揮するとともに責任を担い、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野で参画することが重要である。しかしながら、現実には、いまだに性別により固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因も見受けられ、男女が共に輝き、いきいきと暮らすことができる真の男女共同参画社会の実現が望まれている。

由利本荘市は、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、国や県の施策に呼応しながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を推進するための基本指針を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本指針に基づいて行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域、職場その他の社会生活における活動を両立て行うことができるようすること。
- (5) 男女が、互いの身体についての特徴を理解し、対等な関係の下に互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。
- (6) 国際社会における取り組みを勘案し、その動向に配慮すること。

(7) 市民一人一人が、主体的に男女共同参画の推進に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本指針(以下「基本指針」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、国、県、市民、事業者及び教育に携わる者と相互に連携を図り協力して男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本指針を尊重して男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において基本指針を尊重し、男女が、職域における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、職域における活動と家庭や地域における活動等とを両立して行うことができる体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。)をしてはならない。

(情報の適切な表示)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の性的な表現並びに性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現を行わないように配慮しなければならない。

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(積極的改善措置)

参考資料

第11条 市は、男女共同参画を推進する上で積極的改善措置が重要であることにかんがみ、市民、事業者及び教育に携わる者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(基本計画)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ由利本荘市男女共同参画推進協議会の意見を聴くほか、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報啓発)

第13条 市は、男女共同参画に対する理解と関心を深めるために必要な広報及び啓発活動に努めるものとする。

(協議会の設置)

第14条 男女共同参画の推進に関する計画その他重要事項を審議するため、由利本荘市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第12条第3項に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 協議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第15条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する

由利本荘市男女共同参画都市宣言

私たち由利本荘市民は

世代をこえて人権を尊重し

男女が性別にとらわれず

社会の対等な構成員として

自らの意思によって社会のあらゆる分野に活動できる

真の男女共同参画社会の実現をめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成21年4月1日

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別によ

る固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じよう

参考資料

とする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

～以下省略～

秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニ一条例）

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本指針）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定

参考資料

- に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できること。
- 六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。
- 七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものと

する。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育の充実等)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

参考資料

第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

- 2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。
- 3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。
- 4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関する知事に意見を述べることができる。

（組織及び委員の任期）

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。

（会長）

第21条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第 22 条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

- 第 23 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 7 条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年秋田県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。
別表中「交通安全対策会議の委員及び専門委員」を「交通安全対策会議の委員及び専門委員・男女共同参画審議会の委員」に改める。

男女共同参画のあゆみ

| | 世界の動き | 日本の動き | 秋田県の動き |
|-------------------|--|--|---|
| 1975年 (昭和 50年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部 設置 ・婦人問題企画推進会議 開催 | |
| 1976年 (昭和 51年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」(1976~1985) | | |
| 1977年 (昭和 52年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 | |
| 1979年 (昭和 54年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 | | |
| 1980年 (昭和 55年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 | | |
| 1981年 (昭和 56年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田の未来をひらく婦人のための「県内行動計画」(昭 56~60年度) |
| 1985年 (昭和 60年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けて）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 | |
| 1986年 (昭和 61年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大婦人問題企画推進有識者会議開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・新しい男女共同社会をめざす婦人のための「県内行動計画」(昭 61~平2年度) |
| 1987年 (昭和 62年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | |
| 1990年 (平成 2年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | |
| 1991年 (平成 3年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」公布 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県女性行政推進計画 策定（平3~12年度） |
| 1994年 (平成 6年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 | |
| 1995年 (平成 7年) | <ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） | |
| 1996年 (平成 8年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 | |
| 1997年 (平成 9年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県女性行政推進計画 見直し（平9~12年度） |
| 1999年 (平成 11年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行 | |
| 2000年 (平成 12年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」策定 |
| 2001年 (平成 13年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田県中央男女共同参画センター開設 |
| 2002年 (平成 14年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理システム」 | <ul style="list-style-type: none"> ・「秋田県男女共同参画推進条例」施行 ・秋田県北部・南部男女共同参画センター開設 ・男女共同参画審議会設置 |
| 2003年 (平成 15年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回・5回女性差別撤廃条約実施状況報告審議 | |
| 2004年 (平成 16年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画活動拠点施設開設（6か所） |
| 2005年 (平成 17年) | <ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位向上委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク） | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画活動拠点施設開設（4か所） ・秋田県男女共同参画推進計画「あきた女と男のハーモニープラン」策定 |
| 2006年 (平成 18年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 | |
| 2007年 (平成 19年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ・「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村において男女共同参画計画の策定達成 |

| | 世界の動き | 日本の動き | 秋田県の動き |
|------------------------------|--|---|---|
| 2008年 (平成 20 年) | | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性の参加加速プログラム」 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 | |
| 2009年 (平成 21 年) | | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 | <ul style="list-style-type: none"> ふるさと秋田元気創造プラン策定 |
| 2010年 (平成 22 年) | | <ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次秋田県男女共同参画推進計画」策定 |
| 2011年 (平成 23 年) | <ul style="list-style-type: none"> 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足 | | |
| 2012年 (平成 24 年) | <ul style="list-style-type: none"> 第 56 回国連婦人の地位向上委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 | <ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 | |
| 2013年 (平成 25 年) | | <ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正 | <ul style="list-style-type: none"> 第 2 期ふるさと秋田元気創造プラン策定 |
| 2014年 (平成 26 年) | | <ul style="list-style-type: none"> 内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 内閣官房に「すべての女性が輝く社会づくり推進室」設置 「女性が輝く先進企業表彰」創設 | |
| 2015年 (平成 27 年) | <ul style="list-style-type: none"> 第 59 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」世界閣僚会合） | <ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍加速のための重点方針 2015」決定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立 「男女共同参画計画（第 4 次）」策定 | <ul style="list-style-type: none"> 女性が輝く先進企業表彰内閣総理大臣表彰を（株）北都銀行が受賞 あきた未来総合戦略策定 「あきた女性の活躍推進会議」設置 「秋田県女性の活躍推進本部」設置 「第 4 次秋田県男女共同参画推進計画」策定 |
| 2016年 (平成 28 年) | | <ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 | <ul style="list-style-type: none"> 「秋田県女性の活躍推進企業表彰」創設 「日本女性会議 2016 秋田」開催 |
| 2017年 (平成 29 年) | <ul style="list-style-type: none"> G 7 男女共同参画担当大臣会合（イタリア） 「WAW!（国際女性会議）2017」（東京） | | <ul style="list-style-type: none"> あきた未来創造部に次世代・女性活躍支援課を設置 |
| 2018年 (平成 30 年) | | <ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 | <ul style="list-style-type: none"> 第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン策定（平 30 ~ 平 33） 「あきた女性活躍・両立支援センター」開設 |
| 2019年 (平成 31 年) (令和元年) | | <ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法の一部を改正する法律」公布 | <ul style="list-style-type: none"> 第 2 期あきた未来総合戦略策定（令 2 ~ 令 7） |
| 2020年 (令和 2 年) | | <ul style="list-style-type: none"> 第 5 次男女共同参画基本計画策定（令 3 ~ 令 7） | <ul style="list-style-type: none"> 第 5 次秋田県男女共同参画推進計画策定（令 3 ~ 令 7） |

由利本荘市男女共同参画計画

—ひとと人と響き合うまちづくりをめざして—

策定 令和3年3月

改訂 令和6年3月

編集 由利本荘市男女共同参画推進協議会

由利本荘市企画振興部総合政策課

発行 秋田県由利本荘市

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 17 番地

TEL : 0184-24-6226 FAX:0184-23-1322

ホームページ URL : <http://www.city.yurihonjo.lg.jp/>

E-mail : kikaku@city.yurihonjo.lg.jp
